

子育ておうえん環境整備事業Q&A

1	Q	対象経費としてどのようなものが計上可能か。
	A	材料費や物品の購入費、チラシの印刷代等が対象となります。施設整備事業については、これらに加えて工事費等が対象となります。 人件費や商品の割引による差額経費等は対象外です。

2	Q	景品を渡す条件としてくじ引きや「1,000円以上購入」などを設定することは可能か。
	A	問題ありません。ただし、景品表示法に準拠してください。

3	Q	自社の商品を景品とすることは可能か。
	A	可能ですが、仕入れ値が対象経費となります。 例：100円でA社から仕入れたおもちゃを自社で300円で販売している場合 ⇒100円が補助対象経費となります。また、実績報告時にはA社から購入した領収書を添付していただきます。

4	Q	事業者の決定前に実施していた事業・イベントにかかった経費は対象になるか。
	A	対象外です。補助金の『交付決定通知』以降に着手したものが対象になります。交付決定通知前に支出した経費は対象外です。 (流れ) ①応募申込 ⇒ ②事業者決定通知[市から通知] ⇒ ③交付申請書提出 ⇒ ④交付決定通知[市から通知] ⇒ ⑤ 事業着手

5	Q	対象経費に消費税を含めてよいか。
	A	消費税は対象経費に含みます。

6	Q	実績報告時に提出する書類は領収書でよいか。
	A	問題ありません。

7	Q	他の補助金制度との併用は可能か。
	A	補助対象となる整備や備品・消耗品の購入が重複する場合は対象外ですが、重複しない場合は併用は可能です。 例：幼児用チェアを5台購入した場合 ⇒本補助金で3台分を購入、他の補助金で残り2台分を購入といった併用は可能。5台にどちらの補助金も活用ということはできない。